

## 令和6年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和6年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構調達等合理化計画(以下、「計画」という。)を以下のとおり定める。

### 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)における令和5年度の契約状況は表1のとおりとなっており、点検対象となる契約件数は42件、契約金額は4.04億円であった。そのうち、競争性のある契約は32件(76%)、3.48億円(86%)、競争性のない随意契約は10件(24%)、0.55億円(14%)となっている。

競争性のある契約については、昨年度と比べ、件数が5件減少(14%減)し、金額は4.76億円減少(60%減)した。件数減少の主な要因については、令和4年度に各年度で行っていた契約の複数年契約化や複数の契約の統合を行ったこと、金額減少の主な要因については、令和4年度に設備熱源改修工事の契約(約3.38億円)を締結したことによるものである。

競争性のない随意契約については、昨年度と比べ、件数が6件増加(150%増)し、金額は0.41億円増加(308%増)した。件数及び金額増加の主な要因については、電気需給契約を事業者の動向を踏まえ随意契約に移行したことや、研究開発に関する特殊な仕様の契約が増加したことによるものである。この他、システム保守契約や特定業者のみが排他的権利を有する製品の購入契約などについても競争性のない随意契約となっている。

表1 令和5年度の機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 85%) 35	( 95%) 7.97	( 71%) 30	( 79%) 3.21	( △14%) △5	( △60%) △4.76
企画競争・公募	( 5%) 2	( 3%) 0.25	( 5%) 2	( 7%) 0.27	( 0%) 0	( 8%) 0.02
競争性のある 契約(小計)	( 90%) 37	( 98%) 8.22	( 76%) 32	( 86%) 3.48	( △14%) △5	( △58%) △4.74
競争性のない 随意契約	( 10%) 4	( 2%) 0.13	( 24%) 10	( 14%) 0.55	(150%) 6	( 308%) 0.41
合 計	(100%) 41	(100%) 8.35	(100%) 42	(100%) 4.04	( 2%) 1	( △52%) △4.31

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(2) 機構における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりとなっており、契約件数は22件となり、令和4年度と比較すると、4件増加し、契約金額は0.24億円の増額であった。

一者応札の半数が使用中のシステムの保守・改修等であり、入札に参加しなかった業者にその理由について確認したところ、履行リスクなどから自社の利益にならないため入札への参加を見送ったという回答が複数あった。その他、人員配置の困難や専門分野が異なることを理由に挙げる回答もあったが、単に入札書提出期限までの期間や納期の短さが理由となるものはほとんどなく、過度な資格制限も行っていないことから、手続き上の瑕疵とは言い難いものと考えられる。

表2 令和5年度の機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	19 ( 51 %)	10 ( 31 %)	△9 ( △47 %)
	金額	5.64 ( 69 %)	0.67 ( 19 %)	△4.97 ( △88 %)
1者以下	件数	18 ( 49 %)	22 ( 69 %)	4 ( 22 %)
	金額	2.58 ( 31 %)	2.82 ( 81 %)	0.24 ( 9 %)
合 計	件数	37 (100 %)	32 (100 %)	△5 ( △14 %)
	金額	8.22 (100 %)	3.48 (100 %)	△4.73 ( △58 %)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性を確保するため、契約手続きの簡素化などを継続するなどして、引き続き状況改善に向けた取組を行っていくものとする。

令和6年度においては、下記の項目について重点的に取り組むものとする。

### ○競争性を確保するための対応について

公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化のため、以下のことに引き続き取り組むものとする。【点検状況】

#### ・入札公告期間の十分な確保

特に、過去の実績から一者応札が想定される案件については、より十分な公告期間を確保するように努める。

#### ・業務等準備期間の十分な確保

業務準備期間を考慮した上で契約期間を設定し、新規参入者でも実施しやすいように努める。

#### ・公告の周知方法の改善

入札情報を容易に閲覧できる環境を整え、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

また、令和4年度後期より始めた入札予定一覧の公表を継続し、入札への参加予定を立てやすくする。

仕様書等の記載については、業者が理解しやすい内容となるよう留意するとともに、事前にあった質問と回答を他の入札予定者に広く提供するなど、詳細な情報提供に努めることで競争性を確保する。

・業者等からの聴き取り

業務内容等に関して、問い合わせを行ったものの入札への参加を見送った業者等から、見送りを決定した要因や、どのような条件になれば参加が可能と考えるかなど、事後に聴き取り調査を行い、その結果を集約し、検討した上で対応可能なものは以後の入札等に反映させる。

また、令和5年度から開始したホームページを用いて仕様書案について業者から広く意見を募集する「仕様書案についての意見募集」の取組を継続していく。

・入札参加資格要件の緩和

参加資格要件の設定に当たっては、業務内容を勘案し、過度の制約とならないように必要最小限の設定となるよう、引き続き努める。

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

#### (1) 発注・契約権限の明文化及び検収の徹底

発注などの契約事務を行う職員については、会計規則第16条及び契約事務等取扱細則第2条により明文化し、契約担当部署以外では発注できない仕組としている。

検収についても、会計規則第21条第3項により検査を行う者を定めている。また、検査職員が検査を行った後、購入依頼部署等においても書面照合及び現物確認する体制としている。

この取扱いを適正に行い、現場発注や検査漏れが無いように努めるとともに、締結状況について、隨時、理事直轄の監査室の点検を受ける。【点検状況】

#### (2) 隨意契約に関する法人内部におけるチェック機能の確保

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、理事直轄の監査室に事前に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の契約の可否、金額の妥当性の観点から点検を受ける。【点検状況】

#### (3) 不正防止のための取組

新規採用教職員向け資料において、調達に関する説明を行っている。また、機構内の教職員向けに事務手続きをまとめた冊子や掲示板等にも物品購入に関する注意事項を記載し、不祥事事案が起こらないように意識向上に努めている。また、契約手続きに携わる職員を対象に研修を行うことで資質向上を図っており、引き続きこの取組を行うものとする。

他機関における不正防止に関する取組や過去に取引停止に至った事例等については、契約係が主体となって確認・検証する。【取組状況・検証実施状況】

### 4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事

副総括責任者 管理部長

メンバー 会計課長、契約係長、資産管理係長

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、機構長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

計画及び自己評価結果等については、機構のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。